

平成19年12月18日

更生債権者等  
財産所持者等 各位

大阪地方裁判所第6民事部会社更生係

裁判所書記官 久安隆



## 更生手続開始等通知

更生会社株式会社ビー・エフ・アール(大分県国東市国東町浜3005-4(商業登記簿上の本店所在地大分県別府市大字鶴見1665番地の311))に対する当庁平成19年(ミ)第8号会社更生事件について、平成19年12月18日午後5時会社更生法による更生手続が開始され、併せて下記のとおり定められましたので通知します。

### 記

- 1 更生手続開始決定の主文  
株式会社ビー・エフ・アールについて更生手続を開始する。
- 2 管財人の氏名  
弁護士 上田裕康
- 3(1) 更生債権又は更生担保権の届出期間  
平成20年4月30日まで
- (2) 更生債権又は更生担保権の一般調査期間  
平成20年7月10日から平成20年7月24日まで
- 4(1) 管財人が更生計画案を提出すべき期間  
平成20年11月17日まで
- (2) 更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間  
平成20年11月10日まで
- 5 管財人の選任について書面により意見を述べることができる期間  
平成20年4月30日まで

(説明及び注意事項)

1 更生債権・更生担保権の届出について

- (1) 会社更生手続では、更生会社に対し更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権等を更生債権といい、更生手続開始当時、更生会社の財産につき存する担保権(特別の先取特権、質権、抵当権及び商法又は会社法の規定による留置権に限る。)の被担保債権であって、更生手続開始前の原因に基づいて生じたもの等のうち、当該担保権の目的である財産の価額が更生手続開始の時ににおける時価であるとした場合における当該担保権によって担保された範囲のものを更生担保権といいます。
- (2) 更生債権者は更生債権届出書を、更生担保権者は更生担保権届出書をそれぞれ当係まで提出して債権の届出をしてください。また、更生会社や管財人に対する届出は無効ですので注意してください。  
なお、届出債権者が法人であるときは、法務局作成の代表者事項証明書又は登記簿謄本(抄本)1通を必ず添付してください。
- (3) 前記3(1)の届出期間までに届出をしない場合は、原則として権利を失い、弁済を受けられなくなるおそれがありますので、十分に注意してください。また、裁判所に到着したかどうかの問い合わせには応じかねますので、確認されたい場合は、配達証明郵便、書留郵便等を利用してください。

2 管財人の選任に関する意見について

更生会社、更生債権者、更生担保権者、株主及び労働組合等(更生会社の使用人の過半数で組織されたもの。そのような労働組合がない場合には、更生会社の使用人の過半数を代表する者)は、管財人の選任について、前記5の期間までに書面により意見を述べることができます。

3 財産所持者の財産交付及び債務の弁済に関する注意

更生会社の財産の所持者及び更生会社に対して債務を負担する者は、更生会社(従前の代表者)に対し、財産を交付したり、弁済をしてはなりません。更生会社の財産の所持者がその財産を引き渡すときは、管財人に対してしなければなりませんし、更生会社の債務者がその債務を弁済するときは、管財人にしなければなりませんので注意してください。

更生会社の経営状態、取引、今後の進行状況に関するお問い合わせ先は、

〒 530-0003

大阪市北区堂島一丁目1番5号 梅田新道ビルディング8階

株式会社ビー・エフ・アール 管財人室

電 話 06-6341-0461

ファックス 06-6347-0688

です。

〒 530-8522

大阪市北区西天満二丁目1番10号

大阪地方裁判所第6民事部 会社更生係

電話 06-6363-8351